



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 佐藤商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 永瀬 哲郎
(コード番号 8065 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 田浦 義明
(TEL 03-5218-5312)

取締役及び監査役に対する株式報酬型ストックオプションとしての 新株予約権の内容変更に関するお知らせ

当社は平成 26 年 5 月 9 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 91 期定時株主総会に「取締役及び監査役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権内容変更の理由
執行役員制度を導入することにもない、新株予約権の内容の⑦新株予約権の行使の条件を変更するものがあります。

2. 新株予約権の変更の内容は、別紙のとおりであります。

(ご参考)

1. 新株予約権の内容 (変更後)

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は取締役に対しては 150,000 株を、監査役に対しては 20,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

②新株予約権の総数

取締役に対して割当てる新株予約権の総数 1,500 個及び監査役に対して割当てる新株予約権の総数 200 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割当てる新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会にて定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記⑤の期間において、当社の取締役、監査役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降に新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使条件については、取締役会において定める。

⑧その他の新株予約権の内容

上記①から⑦に記載のない新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定める。

2. 執行役員制度の導入にあわせて、当社執行役員に対しても同様の株式報酬型ストックオプション制度を導入する予定です

以 上

別紙

現行新株予約権の内容	変更案
<p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、上記⑤の期間において、当社の取締役もしくは監査役の地位を喪失した日の翌日以降に新株予約権を行使することができるものとする。この他、新株予約権の行使条件については、取締役会において定める。</p>	<p>⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、上記⑤の期間において、当社の取締役、監査役、執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降に新株予約権を行使することができるものとする。この他、新株予約権の行使条件については、取締役会において定める。</p>